

1 p. 36-46 補足

1. population: この点については第5章でもう一度問題になる(とくに177頁以下。万人の最大の利益、行政(administration)、公共の利益・・・そうした経済的・政治的問題の核心に「性」
(ア) police については「全体的なもの」と「個的なもの」という論文参照。ドイツの「内政」=「治安」=「国富増強」=「社会防衛」の思想。
2. 「性はひとつの賭け金=目的(enjeu)に、しかも公の賭け金になった」(36)
(ア) このようなことをフーコーは後に「問題化」と述べている。あることがらが問題として語られ、それについて語るべき人と語らない人が配分され、だれかが状況をデータ分析し(知)、コスト計算し、責任をもって対応・解決しなければならないとされる。
(イ) 沈黙か語るかではなく、そのあいだにさまざまな沈黙のさせられ方の段階がある(37)
→ 言説の細分化(39)
3. 子どもの性(36-)
(ア) 「制度に内在的な言説」=制度に密着し、制度を機能させる人々の間で流通する言説。
(イ) さらに医者、精神医学、教育者が介入。「性教育」
(ウ) ジュイの例(42)
4. 性についての全般的な言説的異常興奮:「権力の外で、あるいはそれに逆らってではなく、権力が行使されている場所で、その行使の手段として」
(ア) → このことをフーコーは「抵抗は権力に内在している」と呼ぶ。
5. 「根底的禁忌(タブー)」説の排除。Cf. フロイト「トーテムとタブー」、近親相姦の禁止、オイディプスコンプレックス、という主題が精神分析、人類学に入り込む。ラカン「父の名」:「恐れられる秘密であると同時に不可欠な継ぎ目」としての家族の性。
6. 秘密そのものとして評価。

==

用語:

- ① リベルタン(libertin): 本来はフランス啓蒙思想期の「自由思想家(無宗教)」だが、次第に性的な放縦者を指すようになる。
- ② enjeu(賭け金): what is at stake
- ③ p.48 一八世紀まで婚姻を律していたもの
 1. 宗規上の法(droit canonique): 教会法、正典(canon)
 2. キリスト教司教要綱(pastorale chrétienne) 司牧: よき羊飼いキリストの教え導きがモデル。ミサ、秘蹟、教会学校、行事。
 3. 民事法(loi civile) いわゆる「民法」

2 p. 47-56 まで「倒錯の植え付け (implantation)」

1. 一夫一婦制との関係

(ア) 一夫一婦制からの遠心的運動

(イ) 一夫一婦制そのものは「基準」(norme)であるが、それ自体は「厳格だが語られない」
(50)

(ウ) 少年の性、狂人の性、犯罪人の性の混同：周辺性の細分化

7. 問題は禁止ではない。では何か

(ア) 少年の「悪癖」の撲滅キャンペーンにおいて、少年の悪癖は権力の支えであり、こうして少年はかぎりなくさまざまな権力に貫かれていく。

① とくに少年の性の統制の特徴。「少年の性の管理は、＜自分の権力＞と＜その対象＞とを同時に広めていく。「無限に続けられる二重の増殖」(57)

② このあたりから、「秘密」の主題が深められ始める (cf. p. 78 以下の「告白」の分析。

③ 秘密の二重性：＜隠れていることを強制＞＜発見されることを許す＞(告白させるような罠を作っておく)。

④ 少年の「悪癖」は、撲滅されるべき敵であるというよりは「権力の支え＝とっかかり」(54)

⑤ 「ひとはこの悪習に、永久に消え去るよりは、むしろ存続すること、可視と不可視の境界で増殖することを求めているのではないか」(54)

(イ) 倒錯 (cf. 『異常者たち』(フーコー講義集成)

① 一九世紀：同性愛者の「登場人物 (personage)」化

② 「つねに暴かれる秘密」として彼の顔とからだに書き込まれている。

③ 同性愛はひとつの「種 (espèce)」となる (56)

④ 「無数の性的欲望を、分散させつつ、現実の中に撒き散らし、個人の内部に組み込む」(56) (56 の第二段落精読のこと)